

医療措置協定に関するFAQ（病院・診療所）

令和8年4月1日時点

No	項目	質問内容	回答
1	協定の内容	後方支援の具体的な内容は？	有事の際、まずは病床がある医療機関による転院受入れが想定されますが、感染症患者以外の外来の受入れ等様々なケースが考えられますので、無床診療所においても入力いただいて大丈夫です。
2	協定の締結	かかりつけ患者のみ対応する場合でも医療措置協定の締結は可能か？	かかりつけ患者に限った発熱外来の実施でも医療措置協定の締結は可能ですが、流行初期医療確保措置の対象とはなりません。
3	指定医療機関	第一種協定指定医療機関と第二種協定指定医療機関どちらにも該当する場合の取扱いは？	病床確保する医療機関が第一種協定指定医療機関、発熱外来・自宅療養者等への医療の提供又は健康観察を実施する医療機関が第二種協定指定医療機関になるので、どちらにも該当するという取扱いになります。
4	個人防護具の備蓄	個人防護具の備蓄は必須なのか？	個人防護具の備蓄については任意となりますが、国は各物資2か月分以上の使用量の備蓄を推奨しておりますので、可能であれば各物資2か月分で協定を締結いただければ幸いです。 (※協定締結済の医療機関には、令和8年4月に詳細案内予定)